

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 指定障害児通所支援事業者の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定

指導監査室  
健康推進課

### 【公告】

- 土地改良区の定款変更の認可
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

耕地課  
建築指導課

### 【内水面漁場管理委員会】

- 第二百四十回岡山県内水面漁場管理委員会の開催

内水面漁場管理委員会

### 【監査公表】

- 岡山県職員措置請求に基づく監査の結果の公表

監査事務局

## 目次

担当課（室）

# 令和3年5月11日 岡山県公報 第12292号

## ◎岡山県告示第二百九十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年五月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

くれーる

#### 2 所在地

津山市院庄九一三九番地一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

一般社団法人発達を支える会ブルークレール

#### 2 主たる事務所の所在地

津山市院庄九一三番地一

### 三 指定年月日

令和三年五月一日

### 四 事業所番号

三三五〇三〇〇二七七

### 五 事業の種類別

児童発達支援

◎岡山県告示第二百九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和三年五月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
津山中央記念病院	津山市二階町七一	令和三年四月一日
地方独立行政法人玉野医療センター 玉野市民病院	玉野市宇野二一三一	令和三年四月一日
のぞみ薬局中央店	津山市押入一三六一一六	令和三年四月一日
訪問看護ステーションライフグッド	笠岡市小平井二〇三九一二	令和三年四月一日

# 令和3年5月11日 岡山県公報 第12292号

〔一八七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和三年五月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

柵原町土地改良区

二 認可年月日

令和三年四月二十八日

# 令和3年5月11日 岡山県公報 第12292号

〔二八八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年五月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字深町後三九〇―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区いずみ町八―一九E―二

原田 嘉己

三 許可番号

岡山県指令建指第三九二号

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第一号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百四十回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

令和三年五月十一日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

一 日時

令和三年五月二十四日（月）

午後一時三十分から

二 場所

岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について

◎岡山県監査公表第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定による監査請求について、同条第五項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和三年五月十一日

岡山県監査委員	小林
岡山県監査委員	上田
岡山県監査委員	山本
岡山県監査委員	飛山
	美保
	憲
	勝
	義
	明

# 令和3年5月11日 岡山県公報 第12292号

## 一 請求の内容

1 請求の日 令和3年3月19日

### 2 請求人

倉敷市玉島柏島 4211 番地 森石 修二  
倉敷市玉島長尾 1492 番地 1 文箭 澄夫  
倉敷市玉島長尾 4000 番地 田邊 博  
倉敷市玉島長尾 4000 番地 高越 都久子

3 請求の要旨（原文のまま記載。ただし、項目番号・記号などについては本編に合わせて調整。）

(1) 請求の対象者 岡山県備中県民局農林水産部農畜産物生産課

(2) 財務会計上の行為又は怠る事実

令和元年度岡山県有害鳥獣被害防止総合対策交付金及び岡山県農林水産業統合補助金（強化対策費事業）の実施に当たり関係法令の順守の確認を怠って倉敷市・浅口市に支払っている。

(3) その行為又は怠る事実

鳥獣捕獲等許可申請に当たり「鳥獣の保護及び管理並びに適正化に関する法律」及び「岡山県鳥獣捕獲等事務処理要領」等に違反している。

具体的には一の4の請求の理由を参考とされたいが鳥獣法では許可対象者ではなく、又鳥獣法第9条第13項では鳥獣の捕獲数に1135の頭羽数が違反しており、又特措法の農林水産業等の証明がないのに偽って請求している

(4) 経費の浪費

上記違法行為により不当に野生鳥獣を殺戮した事が見込まれその結果不要な経費を浪費した。

(5) 措置の請求

不法行為により得た経費をそれぞれ負担している倉敷市・浅口市から県への返還を求める。その具体的金額は(6)返還金計算書により13,694,600円である。

今後は法令順守に努めること。具体的には「鳥獣の保護及び管理並びに適正化に関する法律」・「岡山県鳥獣捕獲等事務処理要領」・「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法」及び関係法令の順守に努めること。

又、鳥獣法第79条2で都道府県知事は地方自治法で定めるところにより、第9条第1項第19条第1項又は第24条第1項に規定する都道府県知事に属する事務を市町村に移譲できると定めているが本件請求のように違法行為が日常的に行われている事に鑑み、当該事務に必要な指示ができると定められており、よって当該事務を調査の上で必要な指示を求める。

(6) 返還金計算書

	倉敷市	浅口市	計
令和元年度岡山県有害鳥獣被害防止対策交付金	6,181,600円	3,489,000円	9,670,600円
令和元年度岡山県農林水産業統合補助金（強化対策費事業）	2,700,000円	1,324,000円	4,024,000円
計	8,881,600円	4,813,000円	13,694,600円

地方自治法第242条第1項の規定により事実証明書添えて必要な措置を請求します。

4 請求の理由（原文のまま記載。ただし、項目番号・記号などについては本編に合わせて調整。）

財務会計上の行為又は怠る事実及びその行為又は怠る事実に対する概要

(1) 倉敷市所管部署別の詳細

① 鳥獣法第9条第2項岡山県鳥獣捕獲等事務処理要領及び鳥獣法基本指針（有害鳥獣捕獲目的の許可対象者）



- 1) 倉敷市農林水産課  
9条で規定する管理の目的に適合しない  
9条2項の許可申請者は有害鳥獣被害者で無い為鳥獣捕獲依頼書が必要である。同代表申請者に被害が無い為許可対象者に当たらず鳥獣法83条6項による不正の手段により法9条第1項の許可を受けた者の疑いがある。
  - 2) 倉敷市玉島支所産業課  
9条で規定する管理の目的に適合しない  
9条2項の許可申請者は有害鳥獣被害者で無い為鳥獣捕獲依頼書はJ A岡山西組合長名で添付されているがJ A岡山西が農業者で無い為鳥獣法83条第6項による不正の手段により法9条第1項の許可を受けた者の疑いがある。
  - 3) 倉敷市児島支所産業課  
9条で規定する管理の目的に適合しない  
9条2項の許可申請者は有害鳥獣被害者で無い為鳥獣捕獲依頼書が必要である。同代表申請者に被害が無い為許可対象者に当たらず鳥獣法83条6項による不正の手段により法9条第1項の許可を受けた者の疑いがある。
  - 4) 倉敷市真備支所  
9条で規定する管理の目的に適合しない  
9条2項の許可申請者は有害鳥獣被害者で無い為鳥獣捕獲依頼書が必要である。同代表申請者に被害が無い為許可対象者に当たらず鳥獣法83条6項による不正の手段により法9条第1項の許可を受けた者の疑いがある。
  - 5) 倉敷市船穂支所  
9条で規定する管理の目的に適合しない  
法9条2項の許可申請にあたって依頼書の添付はあるが、支所全域で1名で全域を依頼される事はあり得ない、従って鳥獣法83条6項による不正の手段により法9条第1項の許可を受けた疑いがある。
- ② 鳥獣法第78条に伴う鳥獣保護管理員の調査書について
- 1) 倉敷市農林水産課  
有害鳥獣捕獲申請書に係る調査書が添付されているが、そもそも鳥獣保護管理委員は岡山県の非常勤職員であり岡山県より倉敷市への権限移譲の範囲外、岡山県鳥獣保護管理委員の調査を行うには鳥獣保護法の改正が必要であり違法である。
  - 2) 倉敷市玉島支所産業課  
有害鳥獣捕獲申請書に係る調査書が添付されているが、そもそも鳥獣保護管理委員は岡山県の非常勤職員であり岡山県より倉敷市への権限移譲の範囲外、岡山県鳥獣保護管理委員の調査を行うには鳥獣保護法の改正が必要であり違法である。
  - 3) 倉敷市児島支所産業課  
有害鳥獣捕獲申請書に係る調査書が添付されているが、そもそも鳥獣保護管理委員は岡山県の非常勤職員であり岡山県より倉敷市への権限移譲の範囲外、岡山県鳥獣保護管理委員の調査を行うには鳥獣保護法の改正が必要であり違法である。
  - 4) 倉敷市真備支所  
有害鳥獣捕獲申請書に係る調査書が添付されているが、そもそも鳥獣保護管理委員は岡山県の非常勤職員であり岡山県より倉敷市への権限移譲の範囲外、岡山県鳥獣保護管理委員の調査を行うには鳥獣保護法の改正が必要であり違法である。
  - 5) 倉敷市船穂支所  
有害鳥獣捕獲申請書に係る調査書が添付されているが、そもそも鳥獣保護管理委員は岡山県の非常勤職員であり岡山県より倉敷市への権限移譲の範囲

外、岡山県鳥獣保護管理委員の調査を行うには鳥獣保護法の改正が必要であり違法である。

③ 鳥獣法第9条第13項及び同第66条・第75条1項に違反に関する（捕獲結果報告書）

1) 倉敷市農林水産課

許可証返納時の頭羽数と特措法の実績頭羽数には差がなく鳥獣保護管理法第86条第2項は順守しているので合法である。

2) 倉敷市玉島支所産業課

許可証返納時の頭羽数と特措法の実績頭羽数には差がありこの事は鳥獣法86条第2項に確答し違法である。

3) 倉敷市児島支所産業課

許可証返納時の頭羽数と特措法の実績頭羽数には差がありこの事は鳥獣法86条第2項に確答し違法である。

4) 倉敷市真備支所

許可証返納時の頭羽数と特措法の実績頭羽数には差がなく鳥獣保護管理法第86条第2項は順守しているので合法である。

5) 倉敷市船穂支所

許可証返納時の頭羽数と特措法の実績頭羽数には差がなく鳥獣保護管理法第86条第2項は順守しているので合法である。

④ 特措法第2条2（定義）について

倉敷市全体の交付金、強化対策事業については特措法第2条2は同法の目的は、農林水産業等に係る被害と定めているが倉敷市の申請資料等にはその農林水産業等を証明する資料が全く添付されていない、そもそも倉敷市が捕獲した鳥獣等が全て特措法の採択要件に該当するとは思えない、即ち生活環境被害も存在するものと考えるのが妥当である。

(2) 浅口市所管部署別の詳細

① 鳥獣法第9条第2項岡山県鳥獣捕獲等事務処理要領及び鳥獣法基本指針（有害鳥獣捕獲目的の許可対象者）

1) 浅口市鴨方産業課

9条で規定する管理の目的に適合しない

9条2項の許可申請者は有害鳥獣被害者で無い為鳥獣捕獲依頼書が必要である。同代表申請者に被害が無い為許可対象者に当たらず鳥獣法83条6項による不正の手段により法9条第1項の許可を受けた者の疑いがある。

2) 浅口市寄島産業課

9条で規定する管理の目的に適合しない

9条2項の許可申請者は有害鳥獣被害者で無い為鳥獣捕獲依頼書が必要である。同代表申請者に被害が無い為許可対象者に当たらず鳥獣法83条6項による不正の手段により法9条第1項の許可を受けた者の疑いがある。

3) 浅口市金光産業課

9条で規定する管理の目的に適合しない

9条2項の許可申請者は有害鳥獣被害者で無い為鳥獣捕獲依頼書が必要である。同代表申請者に被害が無い為許可対象者に当たらず鳥獣法83条6項による不正の手段により法9条第1項の許可を受けた者の疑いがある。

② 鳥獣法第78条に伴う鳥獣保護管理員の調査書について

1) 浅口市鴨方産業課

有害鳥獣捕獲申請書に係る調査書は添付されていないが、そもそも鳥獣保護管理委員は調査の補助員であり岡山県の調査にも岡山県鳥獣保護管理委員は参加していない場合もあるが調査書自体は必要であり、市職員による調査書は必要である。

2) 浅口市寄島産業課

# 令和3年5月11日 岡山県公報 第12292号

有害鳥獣捕獲申請書に係る調査書は添付されていないが、そもそも鳥獣保護管理委員は調査の補助員であり岡山県の調査にも岡山県鳥獣保護管理委員は参加していない場合もあるが調査書自体は必要であり、市職員による調査書は必要である。

3) 浅口市金光産業課

有害鳥獣捕獲申請書に係る調査書は添付されていないが、そもそも鳥獣保護管理委員は調査の補助員であり岡山県の調査にも岡山県鳥獣保護管理委員は参加していない場合もあるが調査書自体は必要であり、市職員による調査書は必要である。

③ 鳥獣法第9条第13項及び同第66条・第75条1項に違反に関する（捕獲結果報告書）

1) 浅口市鴨方産業課

許可証返納時の頭羽数と特措法の実績頭羽数には差があり鳥獣法第86条第2項は該当し違法である。

2) 浅口市寄島産業課

許可証返納時の頭羽数と特措法の実績頭羽数には差があり鳥獣法第86条第2項は該当し違法である。

3) 浅口市金光産業課

許可証返納時の頭羽数と特措法の実績頭羽数には差があり鳥獣法第86条第2項は該当し違法である。

(3) 集計表

鳥獣法第9条第13項の鳥獣捕獲報告数(交付金)の集計表 倉敷市														交付金 の実績 報告数	鳥獣法 9条13 項の報 告数	差
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
イノシシ	倉敷班	15	14	11	5	2	1	5	22	31	21	62	42	231	231	0
	真備班	9	16	7	2	2	2	3	15	5	7	25	5	98	98	0
	船穂班									3		1		4	4	0
	児島班	0	0	12	22	16	8	20	44	49	23	11	0	336	205	-131
	玉島班	6	6	7	3	0	1	3	4	10	6	19	2	231	67	-164
	計	30	36	37	32	20	12	31	85	98	57	118	49	900	605	-295
ヌートリア	倉敷班	3	11	11	4	6	1	10	4	5	0	1	9	65	65	0
	真備班	10						3		4	19	2	1	39	39	0
	船穂班										8			8	8	0
	児島班													12	0	-12
	玉島班	2	0	2	1		2	3			1	5		59	16	-43
	計	15	11	13	5	6	3	16	4	9	28	8	10	183	128	-55
カラス	倉敷班	37	17	17	12						13	28	7	131	131	0
	真備班													0	0	0
	船穂班													0	0	0
	児島班				5	6	8							19	19	0
	玉島班	99	32	118				49	139	209	20	56	86	1593	808	-785
	計	136	49	135	17	6	8	49	139	209	33	84	93	1743	958	-785

# 令和3年5月11日 岡山県公報 第12292号

鳥獣法第9条第13項の鳥獣捕獲報告数（県強化対策事業）													岡山県強化対策実績数	鳥獣法9条13項の報告数	差	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月15日まで	12月	1月	2月	3/16~3/31				
イノシシ	倉敷班	5	2	1	5	22	31	21	24				5	116	116	0
	真備班	2	2	2	3	15	5	7	11				4	51	51	0
	船穂班							3	1					4	4	0
	児島班	22	16	8	20	44	49	23	11				5	336	198	-138
	玉島班	3	0	1	3	4	10	6	10				3	168	40	-128
計	32	20	12	31	85	98	57	57				17	675	409	-266	

鳥獣法第9条第13項の鳥獣捕獲報告数(交付金)の集計表 浅口市													交付金実績報告数	鳥獣法9条13項の報告数	差	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
イノシシ	金光班	12	17	10	15	17	8	9	7	10	29	29	18		181	
	鴨方班	9	13	9	13	8	5	6	20	35	23	35	39		215	
	寄島班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0		1	
	計	21	30	19	28	25	13	15	27	45	52	65	57	500	397	-103

ヌートリア	金光班	1	3	1	4	3	14	1	0	0	0	1	3		31	
	鴨方班	3	1	0	2	7	1	7	1	14	0	3	7		46	
	寄島班															
	計	4	4	1	6	10	15	8	1	14	0	4	10	121	77	-44

鳥獣法第9条第13項の鳥獣捕獲報告数（県強化対策事業）													強化事業実績報告数	鳥獣法9条13項の報告数	差
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月15日まで	12月	1月	2月	3/16~3/31			
イノシシ	金光班	15	17	8	9	7	10	29	20		0	0	8		123
	鴨方班	13	8	5	6	20	35	23	21		0	0	16		147
	寄島班	0	0	0	0	0	0	0	1		0	0	0		1
	計	28	25	13	15	27	45	52	42		0	0	24	331	271

## 5 事実証明書

請求人から、事実証明書として岡山県鳥獣被害防止総合対策交付金（以下「本件交付金」という。）及び岡山県農林水産業統合補助金（有害獣捕獲強化対策事業）（以下「本件補助金」という。）に係る補助事業完了確認書等の写しが提出された。

### 二 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和3年3月19日付けをもって受理した。

### 三 証拠の提出及び陳述

#### 1 請求人の陳述等

地方自治法第242条第7項の規定により、令和3年4月13日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人代表者ほか1名が出席し、請求書の記載事項を補足する陳述がなされた。その陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、陳述に際しては、同条第8項の規定により、関係機関の職員の立会いを認めた。

- (1) 狩猟許可は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣法」という。）に基づいて行うことが前提であり、狩猟許可を受けられる者は被害を受けた者か、被害を受けた者から依頼を受けた者に限定される。

# 令和3年5月11日 岡山県公報 第12292号

一方、倉敷市は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「特措法」という。）に規定する被害防止計画に基づき、狩猟を許可し、捕獲させていると主張しており、取扱いを間違っている。

浅口市は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）に規定する許可証の様式を使用していない。

- (2) 鳥獣法の狩猟許可については、岡山県知事（以下「知事」という。）から市町村に権限移譲されている。鳥獣法第79条第2項では、権限移譲された事務を市町村が処理する場合において、鳥獣の保護を図るため必要があると認めるときは、当該市町村に対し、当該事務に必要な指示をすることができるとしている。鳥獣法で定める捕獲数の報告等に関する違法行為に対し、指導をお願いしたい。
- (3) 今回の請求は、こうした違法行為によって行われた違法又は不当な財務会計上の行為に当たるものとして行ったものである。

## 2 監査対象機関の陳述

岡山県備中県民局農林水産事業部農畜産物生産課は、令和3年4月9日、本件請求に対する知事としての見解を示す文書を提出し、同月13日、その内容に沿って岡山県備中県民局農林水産事業部長その他の職員が陳述を行ったが、その要旨は、次のとおりである。

なお、陳述に際しては、地方自治法第242条第8項の規定により、請求人を立ち会わせた。

### (1) 鳥獣被害防止総合対策交付金について

① 鳥獣による被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成19年12月に特措法が制定され、平成20年2月の特措法の施行を受け、鳥獣被害防止総合対策交付金（以下「交付金」という。）が平成20年度に創設された。

交付金は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に資するため、市町村が作成した被害防止計画に基づく取組等を国が総合的に支援する制度で、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け、19生産第9422号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け、19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）及び鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け、19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で国が交付対象事業者に交付金を交付するものである。

交付金のうち、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費について、捕獲頭数に応じて助成する事業である。

② 県においては、国交付要綱、国実施要綱及び国実施要領を受け、岡山県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成22年4月1日付け、農振第3号農林水産部長通知。以下「県交付要綱」という。）及び岡山県鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成22年4月1日付け、農振第4号農林水産部長通知）を定め、市町村や国実施要領に規定する協議会が行う事業に本件交付金を交付している。

### (2) 本件補助金について

本件補助金は、県において、農作物等被害の未然防止に直結する許可捕獲（有害駆除）の促進等を図るため、有害獣捕獲強化対策事業実施要領（平成30年4月1日付け、鳥獣対第3号農林水産部長通知。以下「県実施要領」という。）を定め、市町村が行うイノシシ、シカ、サルの許可捕獲助成事業に対する奨励金として助成している。

### (3) 岡山県鳥獣捕獲許可等事務処理要領について

鳥獣法第9条において、鳥獣の捕獲等の許可が定められており、県では同法及び施行規則に基づき、県の行う鳥獣捕獲等許可等に係る事務処理について、岡山県鳥獣捕獲許可等事務処理要領（昭和59年9月11日付け、自保第307号。以下「県事務処理要領」という。）で定めている。

- (4) 「鳥獣法第9条第2項、岡山県鳥獣捕獲等事務処理要領及び鳥獣法基本指針（有害鳥獣捕獲目的の許可対象者）」に係る請求人の主張に対する県の見解について  
鳥獣法第9条に基づく鳥獣捕獲等許可等に係る事務の一部については、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年岡山県条例第51号。以下「条例」という。）に基づき倉敷市、浅口市に権限を移譲しているものであり、市町村長が行う鳥獣捕獲許可等事務処理について（平成17年4月1日付け、自第559号。以下「県通知」という。）により、県事務処理要領を参考として、地域の実情に応じ、両市において適正に判断されるべきものとする。
- (5) 「鳥獣法第78条に伴う鳥獣保護管理員の調査書」に係る請求人の主張に対する県の見解について  
鳥獣法第9条に基づく鳥獣捕獲等許可等に係る事務の一部については、条例に基づき倉敷市、浅口市に権限を移譲しているものであり、県通知により、県事務処理要領を参考として、地域の実情に応じ、両市において適正に判断されるべきものとする。
- (6) 「鳥獣法第9条第13項及び第66条・第75条1項に違反する（捕獲結果報告書）」に係る請求人の主張に対する県の見解について  
国実施要領等では、鳥獣捕獲等許可証の報告欄の記載によって捕獲頭数を確認しなければならないとはされておらず、倉敷市、浅口市が国実施要領等に規定された方法にのっとり、現場確認や客観的証拠による捕獲確認に基づいて提出した実績報告に対し、県は県交付要綱等に基づき、本件交付金や本件補助金を交付しており、適正な支出を行っている。
- (7) 「特措法第2条2（定義）」に係る請求人の主張に対する県の見解について  
国実施要領等では、農林水産業等に係る被害を証明する資料を添付することになっていない。また、鳥獣による農林水産業に係る被害を軽減することが目的であるとされていることから、倉敷市が適正に判断して申請しているものとする。
- (8) 以上のことから、事務処理については問題はなく、上記(1)②及び(2)の事業については、適正な支出を行っている。

## 四 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求人の請求事項は、一の3のとおりであり、本件請求に係る財務会計上の行為は、令和元年度の本件交付金及び本件補助金として、知事が倉敷市及び浅口市へ行った支出を監査対象とした。

なお、請求人は、鳥獣捕獲等許可申請に当たり、鳥獣法等に違反しているとして本件交付金及び本件補助金の返還を求めているが、本件交付金及び本件補助金は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、特措法、県交付要綱及び県実施要領等に基づき支出するものであり、鳥獣法に基づくものではない。したがって、本件請求において、鳥獣法に基づいて行う鳥獣捕獲等許可は、地方自治法第242条第1項に規定する財務会計上の行為に当たらず、監査の対象外とした。

### 2 監査対象機関

監査対象機関は、地方自治法第153条第1項の規定により、知事の補助機関として倉敷市及び浅口市に対する令和元年度の本件交付金及び本件補助金の支出に係る事務の執行を行った備中県民局農林水産事業部農畜産物生産課とした。

### 3 監査の実施方法

- (1) 令和3年4月6日に四の1の監査対象事項について、備中県民局農林水産事業部農畜産物生産課に対し、調査を行った。調査に当たっては、国交付要綱、国実施要綱、国実施要領、県交付要綱、県実施要領、県事務処理要領、県通知及び鳥

獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認マニュアル（令和元年8月農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課。以下「国マニュアル」という。）に定められた手続を確認した。また、国実施要領及び国マニュアルにおいて、本件交付金及び本件補助金の交付を受けるための証拠書類として市町村に作成が義務付けられている確認書及び証拠写真が添付された実績報告書の提出を求めたほか、必要に応じ、支出の目的、内容等についての説明資料の提出を求めた。

- (2) 三の2のとおり、備中県民局農林水産事業部農畜産物生産課の陳述を聴取した。
- (3) 令和3年4月13日に、備中県民局農林水産事業部農畜産物生産課に対し、令和元年度の本件交付金及び本件補助金に係る会計事務の実務状況及び関係書類・帳簿等の調査を行った。

## 五 請求に対する判断

本件請求については、いずれも理由がないものと判断する。

## 六 判断の理由

交付手続及び交付額について確認及び調査したところ、いずれも違法又は不当な点は認められない。

### 1 交付手続について

県から倉敷市及び浅口市に交付された令和元年度の本件交付金及び本件補助金の交付申請から支出に至るまでの一連の手続について確認したところ、国交付要綱及び県交付要綱等に基づいた手続に従っており、違法又は不当な点は認められない。

### 2 交付額について

請求人が主張する偽った捕獲頭数に基づく違法又は不当な支出がないか確認するため、関係書類の提出を求め、調査を行った。

国実施要領及び国マニュアルでは、市町村においては、捕獲実績の確認について、市町村の職員が捕獲現場に直接赴き、捕獲個体を直接確認する方法（現地確認）又は処理加工施設において、捕獲従事者が搬入した捕獲個体を実際に確認する方法（搬入確認）を基本とし、現地確認又は搬入確認によらない場合は捕獲個体が交付対象であることを書類等で確認したうえで、捕獲個体ごとに確認書を作成することとされている。

また、国マニュアルでは、県は、市町村から実績報告書が提出された際に確認書及び証拠写真を抽出確認して、捕獲実績を確認することとされている。

倉敷市及び浅口市から県に実績報告書が提出された際の捕獲実績の確認方法について調査したところ、県は抽出された確認書及び証拠写真について、国マニュアルに従った方法で捕獲実績の確認を行ったうえで令和元年度の本件交付金及び本件補助金を支出しており、違法又は不当な点は認められない。

## 【国マニュアル】（抜粋）

### 3. 捕獲確認方法

#### （4）書類確認

##### ④ チェック体制

- b. 都道府県においては、事業実施主体から実績報告書の提出があった際に、確認書及び証拠写真が本マニュアルに準拠した方法で作成されているか、県内で統一している確認方法で行われているか等について抽出確認を行い、不備があった場合は、当該事業実施主体に対し指導を行う。